

登記所適正配置の実施に係る証明書発行請求機の設置基準等について

1 設置場所

証明書発行請求機の設置場所は、登記所適正配置の実施による廃止庁が所在する市区町村、又はかつて廃止庁が所在していた市区町村の役場その他の公益的施設内とする。なお、廃止庁及び受入庁が同一の自治体に所在する場合でも、廃止庁について下記2を満たすときは、設置対象として検討する。

2 設置の基準及び条件

(1) 設置の基準

廃止庁が次のア及びイのいずれにも該当する場合には、証明書発行請求機の設置対象として検討する。

ア 下記3の上申の日の属する年の前年12月末日までの3年間における登記事項証明書及び印鑑証明書（有料のものに限る。）の年平均発行通数の合計が2万通を超えていること。

（注1）年平均発行通数の算出に当たっては、印鑑証明書1通を登記事項証明書0.5通分とする割合により換算する。

なお、本通知以前に統合された廃止庁については、統合後の受入庁における年平均発行通数のうち廃止庁の所在地に関する部分を推計することとし、その算出に当たっては、適正配置実施の前年における受入庁と廃止庁の証明書発行通数の比率を基礎とするものとする。

（注2）平成20年2月までの証明書発行請求機の試行結果によれば、適正配置実施の直近3年間における廃止庁の年平均発行通数の約35%に相当する証明書が、統合後において、証明書発行請求機を利用して発行された実情にある。

証明書発行請求機の設置及び運用に係る経費は年間約700万円であるところ、この経費を支弁するには、適正配置実施前の廃止庁における手数料収入が約2000万円（700万円÷35%）を超える必要があることから、証明書発行請求機の設置に必要となる年平均発行通数を2万通と設定するのが相当である（登記事項証明書が1通1000円であることによる。なお、印鑑証明書は1通500円であるため、印鑑証明書1通を登記事項証明書0.5通分とする割合により換算する。）。

（注3）上記アに該当しない場合であっても、受入庁までの所要時間が大きく、また、地域住民、管内司法書士、商工会等が特に証明書発行請求機の利用を望むなどの事情により、証明書発行請求機の利用見込割合が試行結果を大幅に超え、その結果、証明書発行請求機の設置及び運用に係る経費を上回る手数料収入を得る見込みがあるときは、設置対象として検討することとする。

イ 廃止庁の管轄区域内の主要な市区町村の中心的地区から隣接登記所（受入庁の

ほか、登記情報交換システムが導入されている他の登記所を含む。)までの公共交通機関及び自家用自動車による通常の片道所要時間がいずれもおおむね30分以上であること。

(2) 設置の条件

ア 証明書発行請求機の設置について市区町村長から要望があり、かつ、当該市区町村と協議が調った場合に限り、実施するものとする。

イ 証明書の交付事務を円滑に行う観点から、証明書発行請求機の設置場所において登記印紙の売りさばきを実施してもらうものとする。

3 事務取扱いの開始手続

上記2の(1)の基準を満たす廃止庁について証明書発行請求機を設置しようとする法務局長又は地方法務局長は、設置希望時期の6か月前までに民事局総務課長あてに上申を行い、その承認を得るものとする。ただし、本通知後6か月以内に登記所適正配置の実施が予定されている場合は、この限りでない。

上申に当たっては、上記2の(1)について、別紙様式1又は2の調書(上記2の(1)のアの注3の場合には、関係者の要望書を含む。)を提出しなければならない。

証明書発行請求機の設置時期は、市区町村長の要望、登記所適正配置の実施時期、機器の調達手続に要する期間その他の事情を勘案して、決定するものとする。

なお、証明書発行請求機による事務取扱いの開始に当たっては、下記5により本事務の取扱いを終了することがある旨を市区町村長に説明し、書面により、その了解を得ておくものとする。

4 実施の方法

本事務の取扱場所には、原則として、証明書発行請求機1台及び事務取扱要員(賃金職員)1名を配置するものとする。

本事務の取扱時間は、原則として、午前9時から午後4時30分までとし、昼休み時間帯は取り扱わないものとする。

5 事務取扱いの終了

法務局長又は地方法務局長は、毎年1月、前年における証明書発行請求機による登記手数料収入の額がその設置及び運用に実際に要した経費を上回るかどうかを検証し、次の場合には、それぞれに定める手続を執るものとする。なお、これらの場合には、市区町村長に対し、収支の検証結果をその都度通知するとともに、下記の手続により本事務の取扱いを終了することがある旨を予告するものとする。

なお、下記の手続により本事務の取扱いを終了する場合には、法務局長又は地方法務局長は、民事局総務課長あてに上申を行い、その承認を得るものとする。

(1) 前年の収入の額が経費を下回る場合

引き続き、その年及び翌年における収支を検証し、いずれにおいても収入の額が

経費を支弁するのに足りないとき（3年連続で赤字のとき）は、翌々年の3月下旬に、証明書発行請求機による事務取扱いを終了する。

(2) 前年の収入の額が経費の9割に満たない場合

上記(1)の検証のほか、その年の1月から6月までの収支及び7月から12月までの収支をも各別に検証し、いずれにおいても収入の額が経費を支弁するのに足りないときは、翌年の3月下旬に、証明書発行請求機による事務取扱いを終了する。

(注4) 証明書発行請求機を設置した日の属する年については、その初日にこれを設置した場合を除き、収支の検証対象外とする。

証明書発行請求機の設置及び運用に実際に要した経費は、本省において予算措置を講じたもののみを対象とする。なお、証明書発行請求機の設置に要した経費（初期経費）については、その総額を機器リース契約期間の月数で除して計算した金額を各月の経費とするものとする（同一機器に係るリース契約の更新後は、初期経費を考慮する必要はない。）。

6 設置基準等の見直し

証明書発行請求機の設置及び運用に係る経費の変動、オンライン申請の普及に伴う証明書発行請求機の利用割合の変動、登記手数料の改訂その他本通知の内容に影響を与える事情が生じた場合には、必要な見直しを行うものとする。

証明書発行請求機の設置の検討に係る調書

1 統廃合案件

→ 平成 年 月 統合予定

2 直近3年間における登記事項証明書及び印鑑証明書の発行通数

| 廃止庁名 | 平成 年 | 平成 年 | 平成 年 | 3か年平均 |
|-----------------------|------|------|------|-------|
| 登記事項証明書(不動産) | | | | / |
| 登記事項証明書(商業) | | | | |
| 印鑑証明書 | | | | |
| 合計(印鑑証明書1通を0.5通として換算) | | | | |

3 廃止庁の管轄区域内の中心的地区から隣接登記所までの所要時間

| 起算点 | | 公共交通機関(徒歩含む) | | 自家用車 | |
|-----|-----|--------------|------|------|------|
| | 受入庁 | | 分 | | 分 |
| | | | 実測 回 | | 実測 回 |
| | | | 分 | | 分 |
| | | | 実測 回 | | 実測 回 |
| | | | 分 | | 分 |
| | | | 実測 回 | | 実測 回 |

4 その他(要望先, 折衝状況, 設置場所, 職員確保の見込み等)

廃止済み登記所管内への証明書発行請求機の設置の検討に係る調書

1 統廃合案件

→ 平成 年 月統合済み

2 直近3年間における登記事項証明書及び印鑑証明書の発行通数

| 廃止庁名 | 平成 年 | 平成 年 | 平成 年 | 3か年平均 |
|-----------------------|------|------|------|-------|
| 登記事項証明書（不動産） | | | | |
| 登記事項証明書（商業） | | | | |
| 印鑑証明書 | | | | |
| 合計（印鑑証明書1通を0.5通として換算） | | | | |
| 受入庁名 | 平成 年 | 平成 年 | 平成 年 | 3か年平均 |
| 登記事項証明書（不動産） | | | | |
| 登記事項証明書（商業） | | | | |
| 印鑑証明書 | | | | |
| 合計（印鑑証明書1通を0.5通として換算） | | | | |

※ 適正配置実施後の受入庁における発行通数のうち廃止庁の所在地に関する部分（各発行通数に下記割合を乗じた数）については、下線を引く。

※ 適正配置実施の前年（平成 年）における廃止庁と受入庁の各証明書の発行通数及び割合

| | (ア) | (イ) | 割合 ((ア/(ア+イ))) |
|--------------|-----|-----|----------------|
| 登記事項証明書（不動産） | 通 | 通 | % |
| 登記事項証明書（商業） | 通 | 通 | % |
| 印鑑証明書 | 通 | 通 | % |

※ 本件適正配置実施以降における適配案件・管轄転属の有無 →

3 廃止庁の管轄区域内の中心的地区から隣接登記所までの所要時間

| 起算点 | | 公共交通機関(徒歩含む) | | 自家用車 | |
|-----|-----|--------------|-----------|------|-----------|
| | 受入庁 | | 分 実測 回 | | 分 実測 回 |
| | | | 分 実測 回 | | 分 実測 回 |
| | | | 分 実測 回 | | 分 実測 回 |

4 その他（要望先，折衝状況，設置場所，職員確保の見込み等）

証明書発行請求機の設置の検討に係る調査

1 統廃合案件

A 出張所 → B 支局 平成20年9月統合予定

2 直近3年間における登記事項証明書及び印鑑証明書の発行通数

| A 出張所 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 3か年平均 |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|
| 登記事項証明書(不動産) | 12000 | 12500 | 11000 | / |
| 登記事項証明書(商業) | 5000 | 6000 | 6000 | |
| 印鑑証明書 | 6000 | 5000 | 6000 | |
| 合計(印鑑証明書1通を0.5通として換算) | 20000 | 21000 | 20000 | 20333 |

3 廃止庁の管轄区域内の中心的地区から隣接登記所までの所要時間

| 起算点 | | 公共交通機関(徒歩含む) | | 自家用車 | |
|-------|------|--------------|-------|------|-------|
| A 市役所 | 受入庁 | 〇〇鉄道 | 40分 | 国道〇号 | 32分 |
| | B 支局 | A駅~B駅 | 実測 2回 | | 実測 3回 |
| | | 本局 | 〇〇鉄道 | 50分 | 国道〇号 |
| | | A駅~X駅 | 実測 1回 | | 実測 3回 |
| C 出張所 | D局管内 | 〇〇バス | 35分 | 国道〇号 | 32分 |
| | | A~C | 実測 2回 | | 実測 3回 |

4 その他(要望先, 折衝状況, 設置場所, 職員確保の見込み等)

- ・ A市長及び反対期成会から証明書発行請求機の設置要望あり。専ら請求機の設置の可否が折衝の焦点となっている。
- ・ A市役所内に設置スペース, 印紙売りさばき所あり。
- ・ 廃止庁管内の登記事件数・証明書請求件数につき, 大幅な変動要因なし。
- ・ 賃金職員の雇用見込みあり。

廃止済み登記所管内への証明書発行請求機の設置の検討に係る調査

1 統廃合案件

旧D出張所 → E 支局 平成17年3月統合済み

2 直近3年間における登記事項証明書及び印鑑証明書の発行通数

| 旧D 出張所 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 3か年平均 |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|--|
| | (1月～3月) | | | |
| 登記事項証明書(不動産) | 3000 | | | |
| 登記事項証明書(商業) | 1200 | | | |
| 印鑑証明書 | 600 | | | |
| 合計(印鑑証明書1通を0.5通として換算) | (A) 4500 | | | $\{(A)+(B)+(C)+(D)\} \div 3$ 21000 |
| E 支局 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 3か年平均 |
| | (4月～12月) | | | |
| 登記事項証明書(不動産) | 28000 | 32000 | 36000 | |
| | <u>10500</u> | <u>12000</u> | <u>13500</u> | |
| 登記事項証明書(商業) | 15000 | 18000 | 16000 | |
| | <u>6000</u> | <u>7200</u> | <u>6400</u> | |
| 印鑑証明書 | 4200 | 7200 | 6000 | |
| | <u>1400</u> | <u>2400</u> | <u>2000</u> | |
| 合計(印鑑証明書1通を0.5通として換算) | 45100 | 53600 | 55000 | |
| | <u>(B) 17200</u> | <u>(C) 20400</u> | <u>(D) 20900</u> | |

※ 適正配置実施後の受入庁における発行通数のうち廃止庁の所在地に関する部分(各発行通数に下記割合を乗じた数)については、下線を引く。

※ 適正配置実施の前年(平成16年)における廃止庁と受入庁の各証明書の発行通数及び割合

| | 旧D出張所(ア) | E支局(イ) | 割合(ア/(ア+イ)) |
|--------------|----------|--------|-------------|
| 登記事項証明書(不動産) | 15000通 | 25000通 | 37.5% |
| 登記事項証明書(商業) | 6000通 | 9000通 | 40.0% |
| 印鑑証明書 | 2000通 | 4000通 | 33.3% |

※ 本件適正配置実施以降における適配案件・管轄転属の有無 → なし

3 廃止庁の管轄区域内の中心的地区から隣接登記所までの所要時間

| 起算点 | | 公共交通機関(徒歩含む) | | 自家用車 | |
|------------------|-----|--------------|-------|------|-------|
| E市D支所 (旧D町役場) | 受入庁 | 〇〇鉄道 | 40分 | 国道〇号 | 32分 |
| | E支局 | D駅～E駅 | 実測 2回 | | 実測 3回 |
| | | | | | |
| | | | | | |

4 その他（要望先，折衝状況，設置場所，職員確保の見込み等）

- ・ 統合前から，反対期成会による証明書発行請求機の設置要望あり。
- ・ 統合後も，E市長，D商工会から設置要望あり。
- ・ D支所内に設置スペース，印紙売りさばき所あり。
- ・ 廃止庁管内の登記事件数・証明書請求件数につき，大幅な変動要因なし。
- ・ 貸金職員の雇用見込みあり。